**平成２６年（フ）第４４３１号**
大阪市平野区喜連７丁目９番17―801号
破産者　西村　俊英
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５９号**
大阪府阪南市舞１丁目32番20号102号、前住所大阪府阪南市さつき台１丁目13番12号
破産者　石橋日佐夫
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第２０１７号**
札幌市東区北14条東９丁目１番８号
破産者　佐藤　宏成
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２５７号**
福井県勝山市平泉寺町赤尾第166号西赤尾11番地
破産者　前川　茂一
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２０８９号**
山口県柳井市余田3348番地、開始決定時の住所名古屋市名東区勢子坊３丁目301番地　ライオンズヴィアーレ高針台壱番館319号
破産者　河村　敏明
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３４９号**
兵庫県姫路市飾磨区加茂東92番地10、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区蓼野町73番地１
破産者　長谷　　進
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第４２１号**
兵庫県高砂市荒井町日之出町12番18号
破産者　元山　雅子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４５号**
兵庫県朝来市和田山町法道寺361番地３
破産者　後藤　　勝
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２６年（フ）第４４３号**
熊本市南区野口４丁目５番26号　ルーラルパレスⅠ―101
破産者　栃原ひろみ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３号**
青森市金沢１丁目11番14号
破産者　齊藤　栄子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第７３号**
宮城県柴田郡柴田町西船迫１丁目６番地７　サマーディンヤマイチ103号
破産者　宮路　　敏
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２６年（フ）第３９７号**
神奈川県秦野市下大槻410番地１―１―501
破産者　池田　智一
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２号**
相模原市南区相模台２丁目11番14―402号
破産者　三輪　能久
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第１３０号**
静岡県沼津市平町４番13号　木内ビル302号、前住所静岡県沼津市大平1133番地の１
破産者　小川　　弘
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第３８６号**
奈良県生駒郡三郷町三室２丁目13番７号205号室
破産者　岸本　　香
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第３９号**
岡山県倉敷市松島1009番地
破産者　三宅　節生
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第１５０号**
香川県小豆郡土庄町甲6145番地２
破産者　泊　　満夫
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係